

**東北管区警察局大規模地震対応
業務継続計画**

**令和 8 年 7 月
東北管区警察局**

目 次

第1章 総則	1
第1節 本計画の目的	1
第2節 実施方針等	1
第1 実施方針	1
第2 適用範囲	1
第3節 想定する地震と被害想定	1
表1 ライフライン途絶時の管区警察局の庁舎機能の状況及び対策	2
表2 ライフライン途絶時の高速道路管理室の庁舎機能の状況及び対策	3
第2章 業務継続実施責任者等	4
第1節 業務継続実施責任者	4
第2節 業務継続実施副責任者	4
第3章 非常時優先業務	4
第1節 業務の分類及び発災時における執務の方針	4
第1 業務の分類	4
第2 災害時における執務の方針	5
第2節 非常時優先業務の特定	5
第1 業務影響分析の実施	5
第2 非常時優先業務の特定	6
第3節 人員の把握	6
第4章 業務継続のための執務体制の確立	6
第1節 体制の確保	6
第2節 安否確認	7
第1 職員等の安否確認	7
第2 安否確認の方法	7
第3節 参集	7
第1 参集	7

第2 平素からの措置	7
第5章 業務継続のための執務環境等の整備	8
第1節 庁舎機能の確保等	8
第1 庁舎	8
第2 電力	8
第3 エレベーター	8
第4 什器 ^{じゅう} 転倒防止措置	8
第2節 負傷者等への対応	9
第1 負傷者の救護	9
第2 職員の健康管理	9
第3 来庁者への対応	9
第4 帰宅が困難となった職員への対応	9
第3節 備蓄等	10
第1 備蓄食糧等の管理	10
第2 事務用物資等の管理	10
第4節 代替施設	10
第1 代替施設の整備・多重化	10
第2 災害警備本部等の移転	10
第3 移動方法	10
第5節 情報通信の確保等	10
第1 情報通信の確保	10
第2 情報システムの維持	11
第6章 教養訓練	11

(別添)

- 1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に想定される被害
- 2 業務の分類

第1章 総則

第1節 本計画の目的

この計画は、大規模地震が発生した場合において、東北管区警察局（以下「管区警察局」という。）の各課及び高速道路管理室（以下「各課等」という。）が、各種の業務阻害要因に適切に対処しつつ、優先度が高い業務の継続性を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2節 実施方針等

第1 実施方針

この計画の実施に当たっては、管区警察局の各課等が相互に連携して総合力を発揮し、管区内各県警察の行う業務継続との調整を図り、大規模地震発生時における治安の確保に万全を期すとともに、関係機関とも連携し、総合的な業務継続の推進に寄与するように努めるものとする。

なお、この計画の内容については絶えず検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更する。

第2 適用範囲

この計画は、東北管区警察学校及び各県情報通信部を除いた管区警察局内の各課等に適用する。

第3節 想定する地震と被害想定

本件業務継続計画は、被害甚大な日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「大規模地震」という。）が発生した場合に想定される被害を想定して策定したものである。

【参考】

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に想定される被害状況は、別添1のとおり。

表1 ライフライン途絶時の管区警察局の庁舎機能の状況及び対策

機 能	状況及び対策
耐 震 強 度	仙台合同庁舎B棟の耐震強度は、震度6強から震度7の大規模地震においても構造体の補修をすることなく使用でき、人命の安全確保に加え十分な機能確保が図られる地下SRC構造（鉄骨・鉄筋コンクリート）、一部RC構造（鉄筋コンクリート）、地上CFT構造（コンクリート充填鋼管）＋制震装置構造となっている。
電 力	停電時の照明は、自家発電により総合対策室については、必要照度を確保するため全て点灯し、それ以外の執務室等にあつては、一間隔毎に点灯する。 また、電源については、全て床下コンセントから電源を確保することが可能であり、壁コンセントにあつては、茶褐色のコンセントが非常用コンセントであり使用可能となる。 自家発電機の燃料は重油で、満タン状態であれば、約72時間の自家発電が可能である。また、連続運転可能時間は約168時間であるが、当該時間を超えて停電が継続する事態に備え、庁舎管理官庁と連携し、更なる発電用燃料の確保に努めるほか、当局独自でも、当局が所有する非常用電源車、発動発電機等に使用する燃料の確保に努めるものとする。
エレベーター	庁舎高層階用エレベーター（4基）、非常用エレベーター（2基）は、発災後、事業者が点検し、安全が確認されるまでは、使用不可となる。 自家発電機の稼働時におけるエレベーターの使用は、高層階用エレベーター2基と非常用エレベーター2基となる。
通 信	警察電話は、通常時とほぼ同様に使用が可能である。 なお、事業者による復旧が完了するまでの間、加入電話及び携帯電話は輻輳等により、つながり難い状態となる。
上 水 道	設備に異常がない場合、受水槽貯留分49トン（4日分の飲料水）が使用可能であるが、断水が継続する事態に備え、引き続き、飲料水の

	更なる確保に努めるものとする。
下 水 道	設備に異常がない場合、雑用水槽貯留分175トン（4日分）の使用が可能である。 また、市下水処理施設が被害を受けた場合は、排水槽の容量である460.5m³（7日分の排水量）まで排水可能であるが、断水が継続する事態に備え、引き続き、簡易トイレの更なる確保に努めるものとする。
ガ ス	発災後、一定期間供給停止となる可能性が高い。 ガス供給停止により、給湯設備は使用不可となる。
空 調 設 備	パッケージ型空調（総合対策室、広域調整第一課、広域調整第二課、機動通信課、当直室、機械室）は自家発電系統で単独運転可能である。 上記以外の執務室等の中央空調系統にあつても、自家発電系統で地下タンクに貯留されている灯油（3日分）により、停電時も運転可能である。
駐 車 場	停電時、機械式駐車場については、自家発電系統からの給電により使用可能である。

表2 ライフライン途絶時の高速道路管理室の庁舎機能の状況及び対策

機 能	状況及び対策
耐 震 強 度	高速道路管理室の耐震強度は、設計上、震度6強まで耐えることが可能なRC構造（鉄筋・コンクリート構造）となっている。
電 力	停電時は、非常用照明に切り替わり、非常用コンセントからの電源確保が可能となる。 自家発電機の燃料はA重油で、満タン状態であれば、約72時間の自家発電が可能であるが、当該時間を超えて停電が継続する事態に備え、庁舎管理者と連携し、更なる発電用燃料の確保に努めるものとする。 なお、空調設備（冷暖房）は、停電時使用不可となる。
エレベーター	庁舎エレベーター（1基）は、不具合により使用不可のため、階段を使用するものとする。
通 信	警察電話は、事業者による復旧が完了するまでの間、使用不能となることから警察無線等による代替措置を行うものとする。

上水道	設備に異常がない場合、貯水タンク貯留分のみ使用可能（通常使用で約１日。）であるが、断水が継続する事態に備え、引き続き、飲料水の更なる確保に努めるものとする。
下水道	設備に異常がない場合、通常時と同様の使用が可能である。 ただし、市下水処理施設が被害を受けると処理機能が低下することから、簡易トイレの更なる確保に努めるものとする。
ガス	プロパンガス使用のため、発災後も使用可能である。

第２章 業務継続実施責任者等

第１節 業務継続実施責任者

管区警察局の各課等に業務継続実施責任者を置き、各課の長をもって充てる。

業務継続実施責任者は、大規模地震の発生時に的確に業務継続を推進するため、この計画に定められた業務を行うものとする。

第２節 業務継続実施副責任者

管区警察局の各課等に業務継続実施副責任者を置き、各課の調査官等（調査官が不在の場合における各課等の長が指定する課長補佐を含む。）をもって充てる。

業務継続実施副責任者は、業務継続実施責任者を補佐し、業務継続実施責任者に事故があるときは、その業務を代行するものとする。

第３章 非常時優先業務

第１節 業務の分類及び発災時における執務の方針

第１ 業務の分類

管区警察局の各課等は、大規模地震の発生に備え、所掌する業務をあらかじめ災害応急対策業務（東北管区警察局防災業務計画第２章第１節及び第２節に示される災害発生時等における措置をいう。以下同じ。）、継続の必要性の高い通常業務（電力・通信等のライフライン及び公共交通機関の途絶並びに職員及び職員家族の被災等人的・物的資源に制約がある状況下においても、災害応急対策業務と並行して継続する必要性の高い業務をいう。以下同じ。）、管理

事務（災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等の事務をいう。以下同じ。）及びその他の通常業務に分類するものとする。

第2 災害時における執務の方針

- 1 管区警察局の各課等は、大規模地震が発生した場合には、非常時優先業務及び管理事務の実施に必要な人的・物的資源を確保するため、その他の通常業務は、積極的に休止し、又は非常時優先業務の実施に影響を及ぼさない範囲で実施するものとする。
- 2 管区警察局の各課等は、被害の拡大状況や非常時優先業務の実施状況等を踏まえつつ、限られた人員を柔軟に運用することで、非常時優先業務の実効性が最大限確保されるよう努めるものとする。

また、管理事務は、非常時優先業務の実施を支える重要な役割を担っていることから、その要員を確実に確保するものとする。

- 3 管区警察局の各課等は、電力・通信等のライフライン及び公共交通機関の復旧などにより、その他の通常業務の実施に必要な人的・物的資源が確保されたときは、その他の通常業務を順次再開するものとする。
- 4 業務継続実施責任者は、長時間労働による過労や精神的ストレスにより職員が健康を害することにならないよう留意するものとする。

第2節 非常時優先業務の特定

第1 業務影響分析の実施

- 1 管区警察局の各課等は、非常時優先業務を特定するに当たっては、個々の業務が停止した場合に、国民生活等に与える社会的影響を評価する分析（以下「業務影響分析」という。）を行うものとする。
- 2 業務影響分析は、業務が2週間程度停止した場合を想定し、その影響の重大性を表3の基準に基づき評価することにより行うものとする。

表3 業務停止に伴う影響の重大性の基準

影響の重大性		業務が停止することに伴い生じる影響の程度
レベルⅠ	軽 微	社会的影響はわずかにとどまる（ほとんどの人は全く影響を意識し

		ないか、意識しても許容可能な範囲であると理解する。)
レベルⅡ	小さい	若干の社会的影響が発生する（大部分の人は許容可能な範囲であると理解する。)
レベルⅢ	中程度	社会的影響が発生する（社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人は許容可能な範囲であると理解する。)
レベルⅣ	大きい	相当な社会的影響が発生する（社会的な批判が発生し、過半の人は許容可能な範囲外であると考える。)
レベルⅤ	甚 大	甚大な社会的影響が発生する（大規模な社会的批判が発生し、大部分の人は許容可能な範囲外であると考える。)

第2 非常時優先業務の特定

管区警察局の各課等は、業務影響分析の結果、影響の重大性が「中程度（レベルⅢ）」以上と評価した業務を非常時優先業務とし、影響の重大性が「小さい（レベルⅡ）」以下にとどまると評価した業務については、原則として非常時優先業務から除外するものとする。

なお、管区警察局における非常時優先業務は、別添2—1～7のとおりとする。

第3節 人員の把握

業務継続実施責任者は、職員の一部又は大半が業務に従事できないことを想定し、非常時優先業務を実施するために必要な人員をあらかじめ把握しておくものとする。

特に、非常時優先業務について専門的な知識を有する職員が必要となる場合には、当該職員の代替職員をあらかじめ指定しておくなどの措置を講ずるものとする。

第4章 業務継続のための執務体制の確立

第1節 体制の確保

管区警察局は、大規模地震が発生したときは、「緊急事態における東北管区警察局の組織に関する訓令」、「東北管区警察局防災業務計画」及び「緊急事態に

における東北管区警察局的組織に関する細目の一部修正について」(以下「訓令等」という。)に定めるところにより招集を行い、非常時優先業務を実施するための体制を確保するものとする。

第2節 安否確認

第1 職員等の安否確認

管区警察局的各課等は、大規模地震が発生したときは、職員及びその家族の安否を確認するものとする。

第2 安否確認の方法

- 1 職員は、大規模地震が発生したときは、職員自身及びその家族の安否について、自所属に報告するものとする。
- 2 管区警察局的各課等は、集約した職員及びその家族の安否情報を災害警備本部等に報告するものとする。
- 3 地震発生後は、電話による通話が困難となることから、安否確認及びその報告は、原則として携帯電話の電子メール等を活用して行うこととするので、各課等において、迅速な安否確認ができるよう職員に徹底しておくこと。

第3節 参集

第1 参集

- 1 職員は、大規模地震が発生したときは、訓令等に定めるところにより、管区警察局庁舎・高速道路管理室、代替施設等に参集し、非常時優先業務を実施するものとする。

なお、職員は、参集に際し、必要と認められる非常持出品（食糧・飲料水・着替え等3日分程度）を持参するものとする。

- 2 広域調整第二課は、災害警備本部等（訓令等に示される災害発生時における管区警察局的の警備体制をいう。）の機能を代替施設に移転する必要が生じた場合、代替施設への参集を携帯電話、電子メール等を活用し、速やかに職員に伝達するものとする。

ただし、自所属又は災害警備本部等から参集に関する特別な指示がある場合は、当該指示に従うものとする。

第2 平素からの措置

- 1 業務継続実施責任者は、所属職員について、氏名、参集場所、所要時間、任務等の情報を適切に管理するとともに、所属職員に参集要領を周知しておくこと。
- 2 職員は、発災時には公共交通機関が利用できない可能性が高いこと及び道路についても火災や建物の倒壊等により通行できなくなる可能性があることを念頭に置き、平素から訓練等を通じ、複数の参集経路、参集方法及び参集に要する時間を確認するものとする。

第5章 業務継続のための執務環境等の整備

第1節 庁舎機能の確保等

第1 庁舎

- 1 管区警察局の各課等は、大規模地震が発生したときは、各課等において庁舎の破損の有無を確認し、必要な場合は、会計課に通報の上、立入禁止等の措置を講じるものとする。
- 2 会計課は、大規模地震が発生したときは、各種業務を継続するために必要な庁舎内施設の利用制限を行うとともに、庁舎の機能維持に必要な警備、清掃、各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し、庁舎管理者を通じて、業務継続に向けた協力を要請するものとする。

第2 電力

- 1 管区警察局の各課等は、非常時優先業務を実施するために必要な機器を平素から非常用電源コンセントに接続しておくものとする。
- 2 管区警察局の各課等は、非常用自家発電機による電力供給が行われたときは、非常時優先業務を実施するために必要な電力以外の電力の使用を抑制するものとする。

第3 エレベーター

管区警察局の各課等は、大規模地震の発生に伴い、庁舎内のエレベーターにおいて救助を要する事案の発生を確認した場合は、会計課に通報するものとする。

なお、会計課は、庁舎管理者等と連携し、必要な措置をとるものとする。

第4 ^{じゅう} 什器転倒防止措置

管区警察局の各課等は、地震の発生に備え、執務室内の書棚、ロッカー、テレビ、プリンター等の転倒及び落下を防止するための措置をとるものとする。

また、資料等の散逸防止を図るため、書棚、ロッカー等の施錠に努めるものとする。

第2節 負傷者等への対応

第1 負傷者の救護

1 管区警察局の各課等は、大規模地震の発生に備え、負傷者の応急救護に必要な救護用品を確保しておくものとする。

2 管区警察局の各課等は、大規模地震の発生により負傷者が生じたときは、救護用品を活用して応急救護処置を行うとともに、必要により、医療機関に搬送するものとする。

3 警務課は、必要に応じて救護班を編成し、負傷者の応急救護処置や医療機関への連絡、搬送の支援を行うものとする。

第2 職員の健康管理

警務課は、大規模地震の発生に備え、あらかじめ対応が想定できる医療機関の資料を作成するとともに、緊急事態の対処が長期化する場合における職員の健康管理を行う。

第3 来庁者への対応

1 管区警察局の各課等は、大規模地震の発生により来庁者を庁舎内に一時待機させる必要があると認めたときは、非常時優先業務の実施に影響を及ぼさない範囲内において、来庁者を一時待機させるものとする。

2 管区警察局の各課等は、庁舎内に一時待機している来庁者の待機時間が長時間にわたるなど、非常時優先業務の実施に影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、災害警備本部及び会計課の調整の下、来庁者を庁舎周辺の帰宅困難者受入れ施設に案内又は誘導するものとする。

第4 帰宅が困難となった職員への対応

管区警察局の各課等は、大規模地震が発生したときは、交通機関の途絶等により帰宅が困難となった職員の一時的待機場所を確保するものとする。

第3節 備蓄等

第1 備蓄食糧等の管理

- 1 会計課及び広域調整第二課は、大規模地震の発生時において、食糧等が入手困難となった場合に備え、備蓄食糧等の適切な補給及び管理を図るものとする。
- 2 災害警備本部等の要員は、上記のほか、平素から局が備蓄する食糧の不足、交通障害における帰宅困難等が伴う長期的な緊急事態対応に備え、非常持出品（食糧・飲料水・着替え等3日分程度）の準備・管理に努めることとする。

第2 事務用物資等の管理

管区警察局の各課等は、大規模地震の発生時において事務用物資等が入手困難となった場合に備え、非常時優先業務の実施に必要な事務用物資等の適切な管理を図るものとする。

第4節 代替施設

第1 代替施設の整備・多重化

管区警察局は、大規模地震の発生時において、管区警察局庁舎がその機能を喪失した場合を想定し、災害警備本部等の機能を移転し得る代替施設の整備・多重化に努めるものとする。

第2 災害警備本部等の移転

災害警備本部等の長は、管区警察局庁舎の安全が確保されていないなど、管区警察局に災害警備本部等を設置することができない場合は、災害警備本部等を速やかに代替施設に移転するものとする。

その場合の代替施設は、東北管区警察学校、その他災害警備本部等の長が適当と認める場所を選定するものとする。

第3 移動方法

代替施設への移動は、陸路を原則とするが、道路の損傷等により陸路による移動が困難になった場合の移動方法については、別途指示する。

第5節 情報通信の確保等

第1 情報通信の確保

- 1 情報通信部は、管区警察局庁舎及び代替施設において、災害発生時の被災状況の把握のほか、迅速・的確な指揮命令、非常時優先業務の実施に必要な情報通信を円滑に確保するため、耐災害性の高い警察通信施設及び情報通信システムの整備を進めるとともに、維持管理を適切に実施するものとする。
- 2 情報通信部は、災害警備本部等の立ち上げや警察庁長官官房、東北各県情報通信部、通信事業者等との連絡調整を行う担当職員の代替職員及び代替施設において通信機器を運用管理する担当職員を指名するなど、担当職員等の不在に対応した体制の確保を図るものとする。

第2 情報通信システムの維持

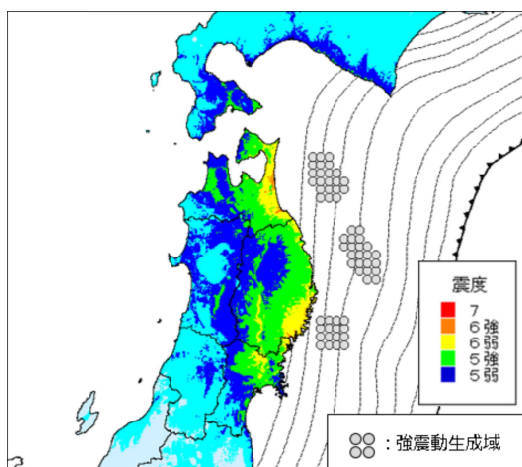
情報通信部は、各種情報通信システムを運用する担当職員の不在に対応した体制の確保を図るとともに、各種情報通信システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、関係事業者等との連絡体制を整備するなど、関係事業者等と連携した障害の対処体制を確保するものとする。

第6章 教養訓練

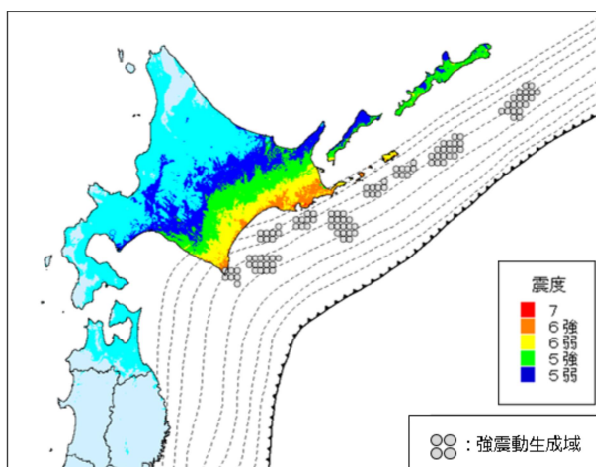
- 1 管区警察局は、職員等に対し本計画に関する教養、招集・参集訓練、発災時を想定した初動措置訓練等（以下「訓練等」という。）を実施し、業務継続のための手順について周知徹底を図るものとする。
- 2 広域調整第二課は、訓練等を計画・実施するとともに、その実施結果を検証し、今後実施する訓練等に反映させるものとする。
- 3 情報通信部は、災害警備本部等の立ち上げ、非常時優先業務の実施に必要な通信資機材の展開等を確実に行うことができるよう、管区内各県警察と連携した訓練を実施するとともに、担当職員の不在に備え、代替職員に対する各種情報通信システムの操作方法の教養等を実施するものとする。

別添 1

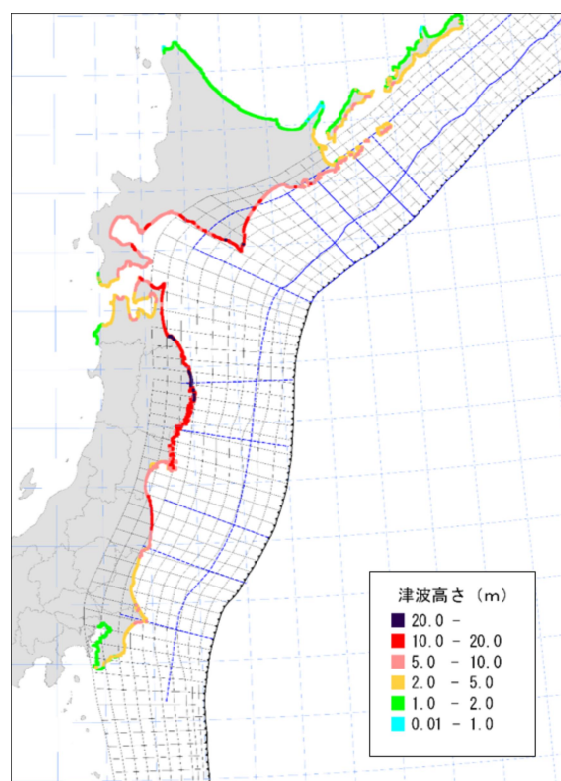
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に想定される被害



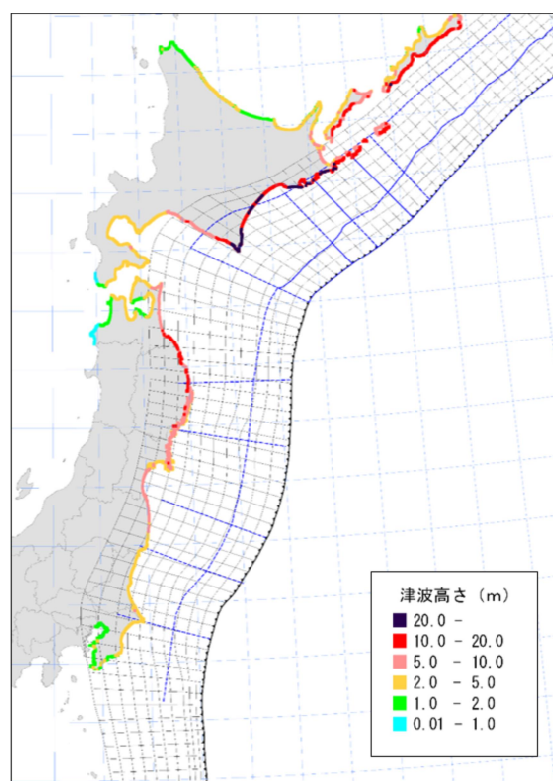
日本海溝モデルの想定震度分布図



千島海溝モデルの想定震度分布図



日本海溝モデルの想定沿岸津波高（満潮時）



千島海溝モデルの想定沿岸津波高（満潮時）

＜被害が最大となるケースにおける推計値＞

推計項目 (被害が最大となるケース)	日本海溝地震	千島海溝地震
死者数 (冬・深夜)	約 199,000人	約 100,000人
低体温症要対処者数 (冬・深夜)	約 42,000人	約 22,000人
全壊棟数 (冬・夕方)	約 220,000棟	約 84,000棟
経済的被害額 (冬・夕方)	約 31兆円	約 17兆円

業務の分類

【警務課】

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	警察庁、各管区警察局、管区内各県警察からの情報収集・連絡に関する事
		国民への情報伝達に関する事
		警察職員の安否確認に関する事
		職員の救護に関する事
		留置管理に関する事
		車両・警察装備等の支援に関する事
	継続の必要性の高い通常業務	国民への情報伝達に関する事(災害関連情報を除く。)
		個人情報の保護に関する事(災害に関連する連絡・調整・指導)
		職員の人事その他庶務に関する事
		その他主管業務に係る被災関連事項の連絡調整に関する事

※ 上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集に関する管理事務及び当直体制の確認・確保に関する管理事務を行う。

業務の分類

【監察課】

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	警察庁、各管区警察局、管区内各県警察からの情報収集・連絡に関すること
	継続の必要性の高い通常業務	苦情及び要望の処理に関すること
		特異事案報告時の対応、処分等の協議に関すること
		その他主管業務に係る被災関連事項の連絡調整に関すること

※ 上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集に関する管理事務及び当直体制の確認・確保に関する管理事務を行う。

業務の分類

【会計課】

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	警察庁、各管区警察局、管区内各県警察からの情報収集・連絡に関すること
		必要物品の確保に関すること
		備蓄食糧の管理・配布に関すること
	継続の必要性の高い通常業務	予算、決算及び会計に関すること
		国有財産及び物品の管理・処分に关すること
		庁舎防護班の運用に関すること
		その他主管業務に係る被災関連事項の連絡調整に関すること

※ 上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集に関する管理事務及び庁舎管理(被害調査、復旧)に関する管理事務を行う。

業務の分類

【広域調整第一課】

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	警察庁、各管区警察局、管区内各県警察からの情報収集・連絡に関する事
		警察災害派遣隊の派遣等広域的な応援のための措置に関する事
		管区内各県警察における警察活動の調整等に関する事
		防犯ボランティアの受入れに関する事
		警察通信指令に関する事(災害対策に係るものに限る。)
		銃砲刀剣類所持等取締法(第26条の事務に関することに限る。)の施行に関する事
		国民への情報伝達に関する事
	継続の必要性の高い通常業務	犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する事
		犯罪の予防一般に関する事
		地域警察官の行う街頭活動に関する事
		水上警察に関する事
		鉄道警察に関する事
		警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関する事
		水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助に関する事
		警察通信指令に関する事(災害対策に係るものを除く。)
		火薬類の運搬及び取締りに関する事
		高圧ガスその他の危険物の取締りに関する事
		核燃料物質等、放射性同位元素等、特定物質及び届出対象病原体等の運搬に関する事
		行方不明者その他応急の救護を要する者の保護に関する事
		少年を被害者とする犯罪の防止及び被害少年の保護に関する事
		人身安全関連事案に関する事
		銃砲刀剣類所持等取締法(第26条の事務に関することを除く。)の施行に関する事

	少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること
	環境関係事犯の取締りに関すること
	保健衛生関係事犯の取締りに関すること
	経済関係事犯の取締りに関すること
	警備業法の施行に関すること
	国民への情報伝達に関すること(災害関連情報を除く。)
	社会的反響が大きく、管区警察局の指導・調整が必要となる犯罪の捜査に関すること
	各種照会業務の運用に関すること
	犯罪鑑識に関すること
	暴力団対策に関すること
	薬物銃器事犯の取締りに関すること
	外国人による組織犯罪の取締りに関すること
	国際的な犯罪捜査に関すること
	捜査共助に関すること
	犯罪収益移転防止法の施行に関すること
	サイバー事案の予防一般に関すること
	重大サイバー事案が発生した際の対応に関すること

※ 上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集に関する管理事務を行う。

業務の分類

【広域調整第二課】

		業 務 内 容
非常時優先教務	災害応急対策業務	警察庁、各管区警察局、管区内各県警察からの情報収集・連絡に関すること
		緊急交通路の指定・通行等に関すること
		警察災害派遣隊の派遣等広域的な支援のための措置に関すること
		災害警備本部等の設置・運営に関すること
		現地災害警備本部等への職員派遣・連携に関すること
		管区内各県警察における警察活動の調整等に関すること
		国民への情報伝達に関すること
		自発的支援の受入れに関すること
	継続の必要性の高い通常業務	国民への情報伝達に関すること(災害関連情報を除く。)
		交通情報に関すること
		交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること
		「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく措置に関すること
		警衛・警護に伴う交通対策に関すること
		広域又は大規模な交通規制・管制についての連絡調整に関すること
		広域交通管制システム等の維持管理に関すること
		運転者管理システムの運用に関すること
		災害復旧に係る予算要求に関すること
		警察用航空機の運用に関すること
		警備犯罪の取締りに関すること
		「テロ・ゲリラ」事件等重大事案が発生した際の対処及び関連情報の収集・分析に関すること
		警衛・警護に関すること
		警備情報の収集・分析に関すること

	大規模警備の実施に関すること
	重要施設に対する警戒警備の調整等に関すること
	テロリストの侵入を防止するための水際対策に関すること
	警備対象勢力の関与が疑われるサイバー事案が発生した際の関連情報の収集・分析に関すること

※ 上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集に関する管理事務を行う。

業務の分類

【高速道路管理室】

		業	務	内	容
非常時優先業務	災害応急対策業務	高速道路における交通対策に関すること			
		緊急交通路の指定・通行等に関すること			
		警察災害派遣隊の派遣等広域的な支援のための措置に関すること			
		高速道路系無線の統制及び非常電話の受理に関すること			
	継続の必要性の高い通常業務	高速道路における交通規制、交通管制に関すること			
		高速道路における交通事故・事件の処理に関すること			
		高速道路における事件・事故等の手配に関すること			

※ 上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集に関する管理事務を行う。

業務の分類

【情報通信部】

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	警察庁、各管区警察局、管区内各県警察からの情報収集・連絡に関する事
		通信手段の機能の確認、回復等通信の確保に関する事
		通信制限による災害警備活動に必要な通信の確保に関する事
		幹線通信の確保のための応急措置に関する事
		通信資機材の支援に関する事
		情報通信システムの機能の確認及び回復に関する事
	継続の必要性の高い通常業務	広域的な応援のための連絡・調整に関する事
		警備・捜査等の通信運用の実施等に関する事
		情報通信システムの管理・運用に関する事
		警察通信施設の重要障害への対応に関する事
		管区内各県警察に対する技術支援業務に関する事
		サイバーテロ等への対応に関する事

※ 上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集に関する管理事務及び当直体制の確認・確保に関する管理事務を行う。